

## 令和元年台風第15号、第19号により被災されたみなさまへのお知らせ

今般の台風により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。1日も早く復旧されることを心よりお祈り申し上げます。

当行では、預金等のお引出し、お借入れご返済のご相談など、被災されたみなさまへ下記のとおりお取り扱いいたしますので、お近くの窓口までお気軽にお問い合わせください。

なお、被災されたみなさまへの災害復旧支援融資制度を取扱っておりますので、詳しくは、「トピックス&ニュースリリース」をご覧ください。

### 記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払い戻します。
2. お届けの印鑑がない場合には、拇印にて対応します。
3. お客様のご事情によりましては、定期預金などの期限前の払い戻しにつきましても、お取り扱いします。  
また、これを担保としたご融資のご相談も承ります。
4. 今回の災害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるように努めます。
5. 今回の災害に起因する手形の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ、ご相談に応じます。
6. 汚れた紙幣の引き換えに応じますので、ご相談ください。
7. 災害の状況、応急資金の必要性などを勘案して、迅速なご融資対応のほか、既存のお借入にかかるご返済条件の変更などをご希望の場合にはご相談ください。
8. 停電等によりインターネットバンキング等のご利用ができない場合、ご相談に応じます。

以上